

令和 5 年度

第 10 回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和 6 年 1 月 23 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 加東市役所 3 階 301・302 会議室
3. 出席職員 事務局長 土肥 彰浩 事務局次長 藤本 弘子
主事 西角 洋人 主事 川邊 錬
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
5. 議事録署名委員 1)井上 弘 13)臼井 正
6. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第 51 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	3 件
第 52 号議案	非農地証明願いの承認について	2 件
第 53 号議案	加東市地域計画に関する意見について	3 件
第 54 号議案	農用地利用集積計画の決定について	23 件
第 55 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	4 件
 - 5) 報 告

報告第 19 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 20 号	農地の貸借の合意解約通知について	4 件
 - 6) そ の 他
 - 7) 閉 会

局 長	ただいまから、令和5年度第10回加東市農業委員会総会1月定例会を開催いたします。 本日の出席委員は15名全員で、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。 本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員、繁本委員、藤原委員でございます。 それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
議 長	それではただいまから、令和5年度第10回総会1月定例会を開催いたします。 今回は現地調査案件がありませんでした。 本日の議事録署名委員に1番の井上委員さんと13番の臼井委員さんを指名します それでは、議案の審議に入ります。 第51号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第51号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、譲渡人は申請地が自宅から離れていて耕作不便なため、隣を耕作している譲受人に売却を申し入れたところ、話がまとまったので申請されました。譲受人は、農地を適正に管理されており、必要な農機具も所有されています。 番号2、譲受人は申請地が自宅のすぐ裏にあつて耕作に大変便利のため譲り受けることになり申請されました。自分名義の農地は所有されていませんが、これまで父の農業を手伝ってきており、申請地で花卉や大豆を栽培するということです。 番号3、譲渡人は申請地が自宅から離れていて、今後高齢になれば耕作できなくなるため、地区内の農家に贈与することにし、話がまとまったので申請されました。譲受人は必要な農機具を所有しており、農地を適正に管理されています。 以上3件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。 以上で、第51号議案の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第51号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第51号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第52号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第52号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号1、平成19年に申請人が相続された際には既に木が生えて山林化しており、昨年10月の農地パトロールで農地への復元は困難と判断された為、非農地申請されました。土地改良区は受益地外です。 番号2、川沿いの竹やぶに囲まれた畑で、竹が次々生えてくるため耕作が困難で、農地パトロールで原野化していると判断されたため、非農地申請されました。土地改良区は区域外です。 以上2件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。 以上で、第52号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第52号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第52号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第53号議案「加東市地域計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局	～第53号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
農政課	別冊の資料をご覧ください。 まず、地域計画について簡単に説明させていただきます。こちらは平成 24 年から作成していた人農地プランが新しくなったものです。農用地がある全集落で、令和 7 年 3 月 31 日までに作成する必要があると法律で定義されています。各地区の今後の農業の在り方をまとめたものと、目標地図というものがございます。目標地図は、担い手の今後の農地の集積・集約化をしていくエリアをまとめたものです。 今回、出水地区と山口地区と黒谷地区の地域計画案がまとまりましたので、意見照会をさせていただきます。 地域計画案の内容が多いので、主要なポイントに絞り説明します。 まず P1 の出水地区です。(1)に農業振興地域の面積が書かれています。④⑤に、規模縮小意向のある面積、今後農業を担う者が引き受け意向のある面積をアンケートにより記載していますが、(2)の地域農業の現状および課題をご覧ください。地区内で農業経営の規模拡大を行いたい農業者がいなかったため、地域外から耕作者を受け入れることとなります。地区からの耕作者が引き受ける意向のある面積が、規模縮小などの意向のある農地面積より多いため、当面の間は区域内の農地を維持できます。(3)の地域における農業の将来の在り方では、水稻及び麦の栽培を主要作物とし、団地化を形成していくとしております。貸し出し希望があった農地につきましては、認定農業者の***及び利用者の***が中心となって借り受けていくとしております。2 では、農地バンクへ貸し出す農地の集積率の目標です。現状の集積率が 5%で、将来の目標では 34. 2%とあげております。3 の農業者及び区域内の関係者が、2 の目標を達成するためにとるべき必要な措置を記載しております。4 は、地域内の農業を担う者の一覧です。***や***のほか現状維持で耕作を継続される方 22 名で出水地区の農用地を守っていく計画です。5 では、農業支援サービス事業団体として J Aを位置づけております。次に出水地区の目標地図を説明します。拡大意向のある農業者が今後の集積、集約をしていく範囲です。右下に凡例を記載しております。ピンク色の枠内が***で、水色の枠内が***です。塗りつぶされている農地は、令和 6 年度の借受予定地、令和 5 年度の耕作地です。白地部分は、現状維持で継続される耕作地です。右下に説明がありますが、要は、現在耕作されている方は、そのまま継続しても問題ありません。誰でもいいから耕作してほしいという方は、今後この目標地図を活用して農地の集積・集約化していくこととなります。親戚やお知り合いに貸したい場合は、この計画外で貸していただいても問題ありません。 続いて山口地区の地域計画となっております。(1)は各面積、(2)と(3)は現状や課題、将来の在り方です。意向調査結果では、規模縮小

	などの意向のある農地はなかったため、当面の間は地区内の耕作者で区域内の農地の耕作を維持できる計画です。地区内でやめたい農業者が出てきた時は、地区内の者が借り受けて、愛山と山田錦の栽培を地区内で守っていく計画となっております。次に3で、目標を達成するための取るべき必要な措置としては、(1)(2)は、先ほどの出水地区と同様で(3)基盤整備事業への取組としては、農地の集積を行っていく上で、畦畔の撤去に係る検討を行います。4、地域内の農業を担う者としては、農業者である***、***、***の3名です。現状維持で耕作を継続される方は11名です。次に、山口地区の目標地図をご覧ください。先ほど挙げました3名の農業者が、現状の耕作地を基に左、真ん中、右に分けられて、今後の農地の集積・集約化していく計画が記載されています。やめたいという農地はネズミ色で塗られています。 続きまして、黒谷地区の説明です。(1)が各面積です。(2)で区域内において規模縮小などの意向のある農地面積に対して、引き受ける意向のある農家の拡大可能面積が多いために、地区内の耕作者で区域内の農地の耕作を当面の間維持できると整理しています。ただ今後高齢化の進行により耕作できなくなる農地面積が増えていくことが懸念されています。(3)将来の在り方としては、地域の特産物である山田錦は、特A地区に位置付けられた需要がありますので、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図っていくとしております。2の目標につきましては、現状の集積率が41%、将来の目標とする集積率は56%です。3、2の目標を達成するための必要な措置では、農地中間管理機構の活用を進めていくことや、農用地の大区画化およびパイプライン化などの基盤整備事業の検討を行う、JAによる作業の効率化などを記載しております。続いて4では、***、***、***、認定農業者である***を黒谷地区での農業を担う者として拡大していくとされています。現状維持で耕作を継続される方は13名です。5はJAと記載しています。それでは、黒谷地区の目標地図をご覧ください。今後、黒谷地区で農地を預けたい人が出てきた時にこの4名の耕作者に割り振っていく地図を記載しています。ただし、茶色の枠内につきましては、この4名で耕作できないとのことで、耕作者未定の農地となっています。これらの内、借り受けてくれる人を探していくことになります。緑の枠内は規模縮小ややめたいという農業者の農地です。 以上です。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。

	第53号議案「加東市地域計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第53号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第54号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第54号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	P6 から各筆明細です。1 番から 8 番は、賃貸借権の新規設定です。P7 の 9 番から 14 番までは、賃貸借権の更新です。P7 の 15 番から、P8 の 20 番までが、使用貸借権の新規設定。P8 の 21 番から 23 番までが、使用貸借権の更新です。全体が、P5 の集計表です。賃貸借権の設定が 14 件、26 筆、44,064 m ² 、使用貸借権の設定が 9 件、18 筆、26,831 m ² 、合計 23 件、44 筆、70,895 m ² に利用権が設定され、1 月 31 日に公告される予定です。 以上で、第 54 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第54号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第54号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。 続きまして、第55号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第55号議案を朗読～
議 長 事務局	続きまして、内容説明をお願いします。 農用地利用集積等促進計画につきましては、昨年 4 月の法改正によ

	り、それまでの利用集積計画に代わるものとしてできた制度で、各地区に策定した地域計画に基づき、ひょうご農林機構を介して利用権設定するものです。まだ地域計画ができていない地区は、今のところ個人間の利用権設定もできますが、地域計画ができた地区は、ひょうご農林機構を介した利用権設定しかできなくなります。借人は地域計画に定められた担い手の方と決まっていて、所有者で借人を選ぶことはできませんが、手続はこれまでと同じように農政課に書類を出すだけです。先ほど農政課から、自分で借手を探して貸し借りすることもできますという説明がありましたが、その場合は地域計画ができていない地区につきましては、もう利用権が使えないので、農地法3条の許可で賃貸借や使用貸借の手続をしていただきます。そういうことが面倒だということで口約束だけで闇小作される方も増えるのではないかと思います。一番影響がありそうなことは、軽油の免税の申請の際に、闇小作の面積は証明することはできないということです。 P11の各筆明細をご覧ください。今回の促進計画では、1月4日に地域計画が公告された牧野地区から、賃貸借権の新規設定が3件出ています。 4番の使用貸借権の移転は、平成28年から10年間、機構を介して契約されている農地で、借人が交代するというものです。なお、黒谷地区の地域計画はまだですが、この農地は既に機構を通じて契約されているので、法改正に伴い促進計画扱いとなります。 今回の促進計画では、P10の集計表のとおり、賃貸借権の設定が3件、4筆、6,470㎡、使用貸借権の設定が1件、2筆、2,286㎡、合計4件、6筆、8,756㎡に利用権が設定されます。公告日は県が決めるので確定ではないのですが、3月25日の予定と聞いています。 以上で、第55号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第55号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第55号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。
議 長	続きまして、報告事項に入ります。

	報告第 19 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 19 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、農地を一般住宅に転用する届出を受理しました。相続財産管理人とありますが、所有者が亡くなられて相続者がいないということで、裁判所から弁護士が指名を受けて管理人になられているものです。この届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により 1 月 10 日付で受理通知書を交付しました。 以上で、報告第 19 号のご説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続いて、報告第 20 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 20 号を朗読～
議 長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	1 番は、双方合意により無条件で戦前からの権利不明小作を解約し、解約後は自作されます。 2 番と 3 番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、借人を変更されます。 4 番は、双方合意により無条件で農林機構との賃貸借を解約し、解約後は自作されます。 以上で、報告第 20 号の説明といたします。
議 長	内容の説明が終わりました。通知書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	まず 1 点目ですが、貸付希望申出書が出ております。新定の農地をすべて処分したいとのご希望です。自作できないため、特に条件もなく無料でもいいとのことで引き取り手を探しておられます。 2 点目です。相続土地国庫帰属制度に関しまして以前にもパンフレットをお渡ししたと思います。加東市内でも申請があったため、改めて制度についてのご説明と、制度における農業委員会の役割等につ

きまして簡単にご説明します。相続や遺贈により土地の所有権を取得された方が、国から承認を得た上で、10年分の土地の管理費を国に納付して不要な土地の所有権を国に移転させる制度です。この制度は、土地利用のニーズの低下により手放したいと考える方が増加していること、相続した土地に対する所有者の負担感が増し、管理不全を招いていることや、所有者不明土地の発生を抑える制度の趣旨となっております。本制度では、建物が存在する土地や、担保権や使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地は例外ですが、宅地や田畑を含め、あらゆる土地が対象になっています。資料に土地の要件が記載されていますが、通常管理又は処分するにあたり、過分の費用又は労力を要する土地は不可とあります。その下の例に挙げられている土地のほか、実際国にあがってきている申請の中で特に問題になっているものを農地の場合で言いますと、土地改良区の決済金や地区に支払う水利費や、地区によっては農会から脱退する際に地区に支払う費用があります。そういった費用は予めご自身で支払っておかないと国庫帰属制度に申請ができないようです。申請が順調に進んでいき、土地の所有権が国に移転した後の話ですが、資料に記載されているように、普通財産として国が管理・処分しますが、基本的には一般入札を行い、所有権を移すことになるようです。所有者が見つからない間は国が管理を行うと聞いております。申請可能な方としては、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方で、共有者がいる場合は共有者全員での申請が必要です。最後に負担金です。宅地や田畑は面積にかかわらず原則20万円ですが、市街化区域や用途地域が指定されている農地や農振農用地区域内の農地などは面積によっては数百万円になるようです。負担金が申請者に通知が到達して30日以内に納付されない場合については、国庫帰属の承認が失効します。それでもなお、同一の土地について国庫帰属申請をする場合、最初からの申請になります。制度上の農業委員会の役割ですが、国から照会があった部分について回答したり、情報提供したり、申請農地について地元農業者への斡旋やそういう可能性がないかなどの検討をすることになります。今回、当市において申請があった案件については、国庫帰属申請農地調査票を作成して国に回答したところです。今後、実地調査をしたり、地元での借受人や譲受人がいない限りは、承認されて国に所有権が移ることになります。申請者については、本人の希望がないと情報提供が難しいと国から言われておりますので、詳細をお伝えできないのですが、こういう状況で進んでいます。

結構な費用がかかるので誰も申請する人はいないと思っていましたが、ついに加東市内でも申請者が出ました。国と言っても、近畿農政局が取りまとめており、近畿で50件ほど申請があるそうですが、事務が進んでおらず実際に国庫の名義に変わったところは、今のところはないようです。この方のほかに1件、農地パトロールでご案内を出した方も、検討していると回答されておりました。今後も増えてくるかもしれません。

	次に、お配りしている農地現況転換等工事实施計画表をご覧ください。去年の***に***の向かい側にある農地を畑にするという農地等現況転換届を出されている***さんのものです。2ヵ月の施工で***には完成する予定だったのですが、農地パトロールの際に全く未着工だったので進捗状況を確認したところ、この書類を提出されました。加東市良好な環境の保全に関する条例の手続が手間取り、工事が遅れたとのこと。計画では約2m造成の予定だったのですが、1m以上の造成の場合は県の条例にも触れるそうです。例の熱海の盛土が崩れた大きな災害後、盛土の規制が厳しくなり、一定以上の盛土をする場合は排水設備を設けないといけないとのこと。3頁目にA3地図の平面図をご覧くださいと、台形の右下に沈砂池というものがあります。これが排水のための設備で、穴が開いていて暗渠になっています。こういう設備を設けないと造成が認められなくなってきたそうで、その指導があつて工事が遅れました。***に市の環境審議会にかかるそうなので、***から着工して***までに工事を終える予定とのこと。このような遅延理由書が出てきております。 次に能登半島地震の義援金の募集が農業会議所から来ております。委員さんの互助会費から1,000円ずつを、農業委員会として一括で送らせていただこうと思っています。一口1,000円ですので1,000円以上でも大丈夫ですが、日赤や他のところへ寄付されている方もいるでしょうから一律1,000円を寄付させていただきます。 新しい委員さんの募集を17日に締め切りまして、定員どおり出てきております。現在市民課へ、資格を照会しています。2月か3月にはご報告できるかと思います。 最後に、いつもの活動記録カードの提出もよろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和5年度第10回総会1月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 井上 弘

議事録署名委員 臼井 正
